

安全保障理事会決議 1879 (2009)

2009年7月23日、安全保障理事会第6167回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1864(2009)、1825(2008)、1796(2008)および1740(2007)並びに2009年5月5日付の議長声明(S/PRST/2009/12)を想起し、

ネパールの主権、領土保全および政治的独立並びに、包括的和平協定およびそれに続く協定の履行におけるその主体的取組を再確認し、

包括的和平協定のネパール政府とネパール共産党(毛沢東派)の2006年11月21日の調印、および、永続的且つ持続的な平和を見出すとの両当事者の明示の誓約を想起し、さらに協定を履行するために現在までに取られた措置を賞賛し、

ネパール人民の平和と民主主義の回復への強い熱意と、この観点からの関連する当事者による包括的和平協定およびそれに続く協定の履行の重要性を承認し、

ネパール政府から要請されたように、包括的和平協定およびそれに続く協定、とりわけ2008年6月25日の協定、の適時且つ効果的な履行におけるネパールの和平プロセスを支援するために引き続き用意があることを表明し、

2008年4月10日の制憲議会選挙の成功裡の決着以来の、明記された時間的な枠組みの中での民主的な憲法の起草へ向けてなされた進展を歓迎し、

最近の展開に懸念を持って留意し、また、和平プロセスの決定的な事項の議論の場としてのハイレベルの協議メカニズムの提案を通してを含む、統一されたアプローチを作り出そうとする政党間での更新され、また持続的な活動を奨励し、

ネパール政府および全ての政党に対し、技術委員会の支援を利用しながら、毛派軍事要員の監視、統合および社会復帰のための特別委員会の早期の再構成と効果的な作業を確保するために、共に活動するよう求め、

合意された協定の履行に向けて速やかに前進することをネパールの全ての当事者に求める事務総長の呼びかけに同調し、また、国際連合ネパール使節団(UNMIN)が、政党間で

の 2008 年 6 月 25 日の協定に従っての武器および武装要員の管理を支援するために適切に配置されるであろうとの事務総長の評価に留意し、この問題で、恒久的な解決を達成するために、要請によって、当事者を支援する UNMIN の意欲を確認し、

UNMIN についての 2009 年 7 月 14 日の事務総長の報告書を歓迎し、

二段階にわたる検証プロセスの完了を想起し、また、決議 1740 (2007) に従い、また包括的和平協定の条項に一致して、両陣営の武器および武装した要員の管理に関する継続した支援を歓迎し、UNMIN の活動の完成に資するような条件を整えるための支援の中で長期にわたって持ちこたえられる解決策の重要性に留意し、この点に関し、さらに遅れることなく未解決の問題に対処する必要にも留意し、またネパール政府とネパール統一共産党 (毛派) の、未成年者を含め、不適格な毛派軍事要員を除隊し、社会復帰させるプロセスを公式に開始させる決定を歓迎し、さらに全ての政党に対し、このプロセスを十分且つ早期に履行し、並びに決議 1612 (2005) の下で要請されているこの問題に関する継続した報告を求め、

制憲法議会選挙の成功裡の開催により、決議 1740 (2007) に規定されている UNMIN の任務のいくつかの要素がすでに達成されたことに想起し、

その実施が UNMIN のネパールからの撤退を促進するであろう、ネパール政府がその準備を公約した活動計画を歓迎し、

UNMIN による貢献を確認し、その職務権限を 6 か月間延長するよう要請する、ネパール政府の 2009 年 7 月 7 日の事務総長宛の書簡 (S/2009/360) に留意し、さらにまた、ネパール政府の、平和および復興省の支援により強化された特別委員会の再構成並びに毛派軍事要員の統合および社会復帰プロセスの開始の公約にも留意し、

包括的和平協定および決議 1325 (2000) において言及されているように、女性、子どもおよび和平プロセスにおいて伝統的に疎外されてきた集団の要求および役割に対して特別な注意を払う必要を確認し、

独立した国家機関の能力を構築することを通して、不処罰に対処し、人権を促進し、また保護する必要を確認し、

市民社会が民主的な転換と紛争の防止に重要な役割を果たすことができることを確認し、

事務総長特別代表の貢献および UNMIN の彼女の班の努力、また当該政府の要請にもとづいて人権状況を監視している人権高等弁務官事務所を含む国際連合国別現地チームに対し感謝の念を表明し、また、職務権限が終了を迎えるにあたり、とりわけ継続性を確保するために、使節団と対象地域における全ての国際連合諸機関との間での努力の調整と相互補完の必要性を強調し、

1. ネパール政府からの要請および事務総長の勧告に一致し、その任務のいくつかの要素の完成、和平プロセスの完成を支えるであろう、政党間での 2008 年 6 月 25 日の協定に従っての武器および武装要員の監視並びに管理についての現行の作業を考慮し、決議 1740(2007)のもとで設置された UNMIN の職務権限を 2010 年 1 月 23 日まで更新することを決定する。
2. 和平プロセスを支援することで、UNMIN の任務の未解決の側面の 2010 年 1 月 23 日までの完成を促進するために、その職務権限の枠内での UNMIN の専門性と即応体制を十分に活用するよう全ての当事者に求める。
3. 現行の監視措置は、長期的な解決よりもむしろ一時的な措置として想定されており、無期限に維持することは不可能との事務総長の見解に合意し、また、ネパール政府が、UNMIN の監視措置を終了するために必要な措置を検討する必要性を強調する。
4. 事務総長に対し、この決議の履行に関し、また、2009 年 7 月 7 日のネパール政府の書簡において公約されている事柄の実施を含めて、現行の職務権限の終了までに、UNMIN の活動を完成に資するような条件の整備へ向けての進展について、2009 年 10 月 30 日までに、安全保障理事会に報告するよう要請する。
5. UNMIN のネパールのからの撤退を促進するために、2008 年 6 月 25 日の協定の実施を通してを含め、現行の職務権限の終了までに、UNMIN の活動の完成に資するような条件を整備するために必要な決定をとり続けるよう、ネパール政府に求める。
6. 現在までに達成された進展を歓迎し、また、和平プロセスを促進し、さらに平和で、民主的で、且つより豊かな未来へ向けて国を動かすことができるような、長期にわたって持ちこたえられる解決策への転換を継続するために、協力、一致および妥協の精神を持って力を合わせて活動するようネパールの全ての政党に求める。
7. ネパールの当事者に対し、職務権限に規定されている任務を遂行するうえで、UNMIN およびその関連要員の移動の自由並びに安全を促進するために必要な措置を取るよう要

請する。

8. この問題に引き続き取り組むことを決定する。